

「最良執行方針」 新旧対照表

(下線部改正箇所)

改正後	改正前
<p>1. 対象となる有価証券</p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) フェニックス銘柄である株券および新株予約権付社債券等で、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「<u>取扱有価証券</u>」はお取り扱いして<u>おりません。</u></p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) <u>(削除)</u></p> <p>3. 当該方法を選択する理由</p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) <u>(削除)</u></p>	<p>1. 対象となる有価証券</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) フェニックス銘柄である株券および新株予約権付社債券等で、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「<u>取扱有価証券</u>」。</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>取扱有価証券 (フェニックス銘柄)</u></p> <p><u>当社では、基本的に取扱有価証券 (フェニックス銘柄) の注文はお受けしておりません。</u></p> <p><u>ただし、お客さまから売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。</u></p> <p><u>当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が 1 社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客さまにとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取り次ぎます。</u></p> <p><u>なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。</u></p> <p>3. 当該方法を選択する理由</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>取扱有価証券 (フェニックス銘柄)</u></p> <p><u>当社では、基本的に取扱有価証券 (フェニックス銘柄) の注文はお受けしておりません。</u></p> <p><u>ただし、上場していた当該銘柄を所有されていたお客さまの換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客さまからいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客さまの換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。</u></p>

改正後	改正前
<p>4. その他</p> <p>(1)～(3) (現行通り)</p> <p><u>(4)</u> <u>(削除)</u></p> <p>改正年月日 2021年8月1日</p>	<p>4. その他</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(4)当社のネット取引「東洋のホームトレード」では国内金融商品取引所のうち福岡、札幌の各金融商品取引所市場への取次ぎ、ならびに「取扱有価証券」(フェニックス銘柄)の取り扱いを行っておりません。</u></p>